

板柳町若者夫婦定住応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 板柳町は、町外からの若者夫婦の定住を促進し、活力あるまちづくりを推進するため、住宅を取得し本町へ定住する若者夫婦世帯に対し、予算の範囲内において板柳町若者夫婦定住応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、板柳町補助金等の交付に関する規則（平成13年板柳町規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本町に住宅を有し、当該住宅の所在地を住所地として住民基本台帳に記録し、かつ、当該住所地を生活の拠点とすることをいう。
- (2) 新築住宅 新たに建築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものをいう。ただし、建築工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。
- (3) 中古住宅 過去に人の居住の用に供したことのある住宅又は建築工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす世帯とする。

- (1) 申請日において転入前の世帯又は転入後1年以内の世帯で、住宅取得に係る契約を締結し、町内に住宅を取得する世帯
- (2) 本町への転入日を起算日として、起算日前3年の間に本町に住所を有している者がない世帯
- (3) 夫婦のいずれかが40歳以下であること
- (4) 補助金の交付確定を受けた日から10年以上継続して定住をする意志を持っていること
- (5) 世帯員全員が本町への転入前の住所地における市区町村税等に滞納がない者
- (6) 町内会に加入する者
- (7) 過去にこの要綱の規定による補助金の交付を受けていない者
- (8) 世帯員に板柳町暴力団排除条例（平成24年板柳町条例第10号）に規定する暴力団員がいないこと

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす住宅とする。

- (1) 自己の居住の用に供する1戸建ての住宅であること（店舗、事務所等を併用するもの（以下「併用住宅」という。）を含む。）。
 - (2) 自己の居住の用に供する部分の床面積が50平方メートル以上で、床面積の2分の1以上が居住の用に供されていること。
 - (3) 台所、トイレ、浴室及び居室を備えていること。
 - (4) 併用住宅にあっては、公序良俗に反するおそれがないこと。
 - (5) 建築基準法、都市計画法その他の法律、条例等の規定に基づく指導及び勧告に従った措置が講じられていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付の対象としない。
- (1) 契約書を交わさないで取得する住宅
 - (2) 補助金の交付を受けようとする者が、3親等内の親族から購入する住宅
 - (3) 板柳町空き店舗利活用補助金の交付を受けた併用住宅

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表第1に定めるところによる。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅を新たに建築する場合にあっては、次の書類とする。
 - ア 板柳町若者夫婦定住応援事業補助金交付申請書（様式第1号）
 - イ 戸籍附票謄本
 - ウ 定住誓約書（様式第2号）
 - オ 本町への転入前の住所地における世帯全員の納税証明書
 - カ 工事請負契約書及び工事金額の積算内訳が分かる書類
 - キ 確認済証の写し
 - ク 住宅の案内図及び平面図
 - ケ 施工予定場所の着工前の外観写真
 - コ その他町長が必要と認める書類

(2) 新築住宅及び中古住宅を購入する場合にあっては、次の書類とする。

- ア 板柳町若者夫婦定住応援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 戸籍附票謄本
- ウ 定住誓約書（様式第2号）
- エ 本町への転入前の住所地における世帯全員の納税証明書
- オ 売買契約書及び契約金額の内訳が分かる書類
- カ 住宅の案内図及び平面図
- キ 住宅の外観写真
- ク 業者と売買契約を締結した場合は、業者の宅地建物取引業の免許証の写し
- ケ 町内に本社、本店を有している法人又は個人と100万円以上の契約をして中古住宅のリフォームをする場合は、工事請負契約書及び工事金額の積算内訳が分かる書類
- コ その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定して、板柳町若者夫婦定住応援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（変更の申請等）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の内容を変更する、又は申請を取り下げるときは板柳町若者夫婦定住応援事業補助金内容変更（取下げ）承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、次の各号のいずれかに該当する場合について行うものとする。

- (1) 住宅の取得に係る契約金額に変更が生じたとき。
- (2) 第3条各号又は第4条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。ただし、町長がやむを得ないと認める場合を除く。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

（変更の承認）

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、承認の可否を決定して、板柳町若者夫婦定住応援事業補助金内容変更（取下げ）承認（不承認）通知書（様式第5号）により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第10条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 第3条各号又は第4条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。ただし、町長がやむを得ないと認める場合を除く。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、板柳町若者夫婦定住応援事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(実績の報告)

第11条 補助事業者は、事業が完了したときに、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 板柳町若者夫婦定住応援事業実績報告書（様式第7号）
- (2) 入居後の住民票謄本
- (3) 町内会に加入したことを証する書類
- (4) 住宅の外観写真（建築の場合は完成後、売買の場合は引き渡し後）
- (5) 住宅の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し
- (6) 請負又は売買契約に係る領収書の写し
- (7) 新築の場合は検査済証の写し
- (8) 中古住宅を購入し町内に本社、本店を有している法人又は個人と100万円以上の契約をしリフォームした場合は、領収書の写し
- (9) 居住地確認同意書（様式第8号）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の報告書等の提出があったときは、当該報告書等の書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定して、板柳町若者夫婦定住応援事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、板柳町若者夫婦定住応援事業補助金請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、町長がやむを得ないと認める場合を除き、板柳町若者夫婦定住応援事業補助金返還命令書（様式第11号）により、該当各号に定める額の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき 補助金の全額
- (2) 補助対象住宅を補助金の交付の確定を受けた日から6年未満で貸与し、売却し、又は譲渡したとき 別表第2の左欄に掲げる補助金の交付の確定を受けた日から経過した期間に応じ、同表の右欄に掲げる額
- (3) 補助金の交付の確定を受けた日から6年未満で補助対象住宅に居住する者の全員が転居又は転出をしたとき 別表第2の左欄に掲げる補助金の交付の確定を受けた日から経過した期間に応じ、同表の右欄に掲げる額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が補助金の返還を相当と認めたとき 補助金の10分の10以内の額で町長が定める額

(報告、実地調査等)

第15条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業者等に報告を求め、又は担当職員に現地調査等を行わせることができる。

(居住の確認)

第16条 町長は、補助対象住宅に居住する者の全員の同意を得て、担当職員に住民基本台帳による当該者全員の居住を確認させることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費	補助金の額
新築住宅の本体の建築又は購入に要する経費	補助対象経費に100分の5を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い額以内とする。ただし、町内に本社、本店を有している法人又は個人と契約し取得した場合は、補助対象経費に100分の6を乗じて得た額又は120万円のいずれか低い額以内とする。
中古住宅本体の購入に係る経費	補助対象経費に100分の5を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い額以内とする。ただし、町内に本社、本店を有している法人又は個人と100万円以上のリフォーム契約をし住宅に居住する場合は補助対象経費に100分の6を乗じて得た額又は120万円のいずれか低い額以内とする。

備考 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

別表第2 (第14条関係)

補助金交付確定後の経過期間	返還すべき補助金の額
1年未満	補助金の額に10分の10を乗じて得た額
1年以上2年未満	補助金の額に10分の9を乗じて得た額
2年以上3年未満	補助金の額に10分の8を乗じて得た額
3年以上4年未満	補助金の額に10分の7を乗じて得た額
4年以上5年未満	補助金の額に10分の6を乗じて得た額
5年以上6年未満	補助金の額に10分の5を乗じて得た額

備考 返還すべき補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。